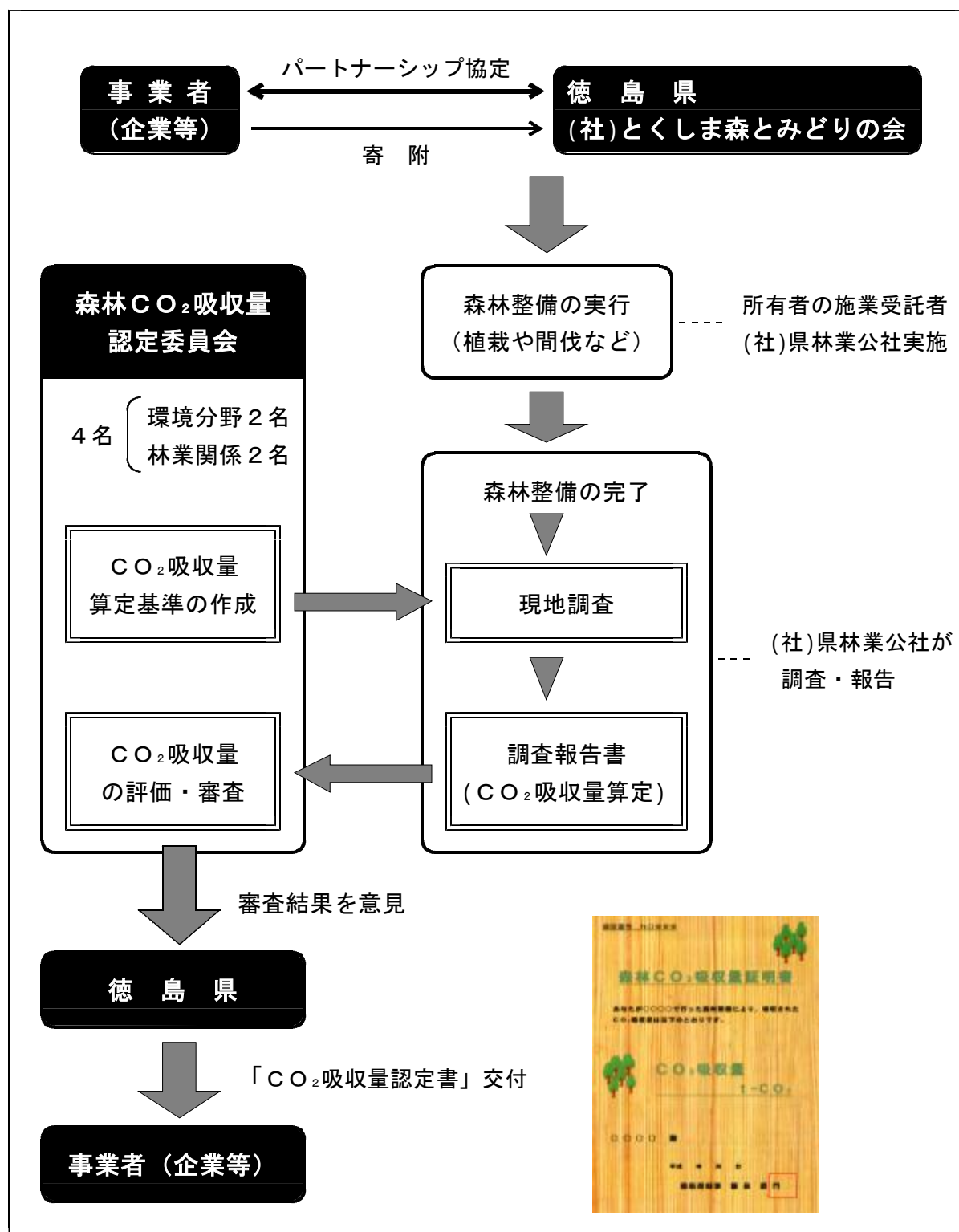


徳島県森林CO₂吸収量認定委員会についてCO₂吸収量認定までのフロー図

「徳島県森林CO₂吸収量認定委員会」設置要領

第1 趣旨

「とくしま協働の森づくり事業」により整備する森林のCO₂吸収量を評価・認証するため、「森林CO₂吸収量認定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 審査事項

委員会は、次の事項について審査する。

- (1) 森林CO₂吸収量算定基準について
- (2) 認定対象森林における森林CO₂吸収量について

第3 構成及び運営

- (1) 委員会は、委員4名で組織する。
- (2) 委員は、「とくしま環境県民会議ストップ温暖化部会カーボン・オフセット推進検討会」から2名、林業関係者から2名で構成する。
- (3) 委員会には、会長、副会長をおくものとし、委員から互選する。
- (4) 委員会の議長は、会長があたり、副会長はこれを補佐する。
- (5) 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- (6) 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4 事務局

委員会の事務を処理するため、徳島県農林水産部林業飛躍局林業振興課内に事務局を置く。

第5 雑則

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

「徳島県森林CO₂吸収量認定委員会」審査要領

第1 趣旨

「とくしま協働の森づくり事業」（以下「事業」という。）により整備する森林（以下「認定対象森林」という。）のCO₂吸収量を評価・認証するために、「徳島県森林CO₂吸収量認定委員会」（以下「委員会」という。）が行う審査については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 審査対象となる森林の要件

審査の対象となる森林は、次のとおりとする。

- （１）事業者、県並びに社団法人とくしま森とみどりの会が結ぶパートナーシップ協定を締結した森林であること
なお、この事業のほか、これの前進事業である「森を守るパートナーシップづくり推進事業」により実施中の森林も対象とする。
- （２）植栽や間伐等の森林整備が適切に完了した森林であること
- （３）その他、評価・認証に支障がない森林であること

第3 審査事項

委員会は、次の事項について審査するものとする。

- （１）「徳島県森林CO₂吸収量算定基準」を定める。
- （２）提出された調査報告書に基づき、認定対象森林の面積、樹種、伐採率、残存木等を確認する。
- （３）（１）で決定した算定基準により、認定対象森林におけるCO₂吸収量を評価・審査する。
- （４）審査後30日以内に審査内容を徳島県に意見する。